

埼玉県は、挑戦する企業を応援します！！



経営革新計画

県知事による承認制度のご案内

「経営革新計画承認制度」とは

※本案内は令和6年3月時点の情報に基づいて作成しています

埼玉県では、中小企業等経営強化法に基づき、「経営革新計画」を承認しています。承認を受けると、さまざまな支援措置を利用することが可能となり、事業者の皆様の業績拡大、向上が期待されます。

* 特定事業者の範囲

対象：本社登記が県内の*特定事業者で、1年以上の事業実績がある企業(個人事業主※)の皆様
※個人の場合は県内に住民票上の住所を有する方が対象です。

業種	従業員基準※
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

承認を受ける
メリットは？

※常時使用する従業員数(事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない)

✓ 新しい取り組みをスタートするきっかけになる

3～8年先の中期的計画を作成することで、漠然と想っていたことが具体化され、経営目標が明確になります。また、マーケットや現状の分析により、自社の課題を見つめなおすことができます。



✓ 社員のモチベーションUP、後継者育成に繋がる

経営者・後継者が計画を紙面に落とし込むことで、計画が「見える化」され、経営方針が社員に浸透し、モチベーションアップにつながります。また、経営目標の共有により、目標達成に努力する組織体制が実現できます。



経営革新計画承認企業の声

ポイント 1

信用力が
向上！

金融機関への信用力が向上した。

取引先からの信用が増した。

ポイント 2

計画経営
に転換！

計画立案の手法を習得できた。

夢の実現に向けた、具体的なスケジュールを作成できた。

ポイント 3

知名度が
向上！

県のHPIに掲載されてから、問い合わせが増えた。

営業活動の際の話題提供に活用できた。

計画の内容

計画は、「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を目指す内容である必要があります。

Q. 「新事業活動」とは？

A. 以下の6つの分類のいずれかに該当するものをいいます。

- ①新商品の開発
- ②新しいサービスの開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④サービスの新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥その他の新たな事業活動

Q. 「経営の相当程度の向上」とは？

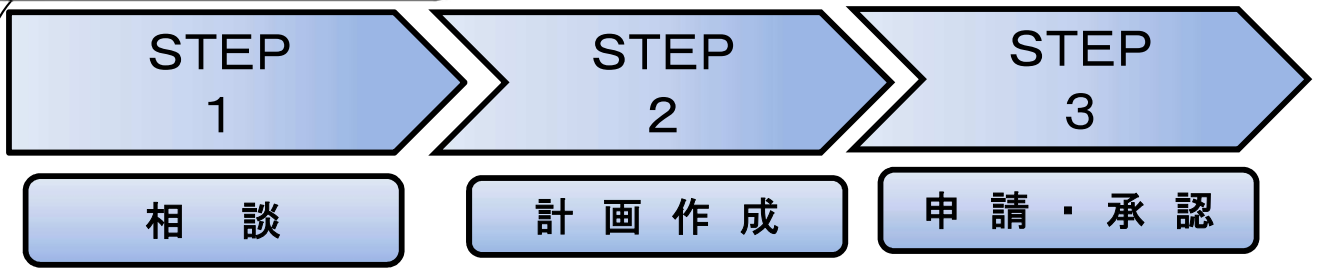
A. 計画終了時において、右表に掲げる数値を超える伸び率を設定する必要があります。

事業期間	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額(※)」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年計画	9%以上	4.5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
5年計画	15%以上	7.5%以上

事業期間とは：計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
 (※) 付加価値額を従業員数で割ったもの
 給与支給総額＝給料＋賃金＋賞与＋各種手当

承認までの流れ



STEP 1
相談
お近くの商工会議所・商工会、又は団体中央会にご相談ください。

STEP 2
計画作成
自社の現状・課題・外部環境などを分析して、新たな取組をまとめます。

STEP 3
申請・承認
計画を完成させ、申請書を提出。審査を経て、承認書が交付されます。

埼玉県知事承認

相談から承認までを商工会議所、商工会等がバックアップ！！

中小企業診断士などの専門家が、貴社の「強み・弱み」などの現状分析や市場分析、計画作成を支援します。

【必要書類】

申請書、事業計画書、決算書(3期分)、登記簿謄本、定款、会社案内



申請書等の様式は下記のホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a02.html>

承認企業への支援内容(メリット)

計画実行のための専門家派遣

中小企業診断士等によるアドバイスが受けられます！

販売力強化のための専門家派遣

経験豊富な企業OB等を派遣します！

県制度融資

・経営革新計画促進貸付
 経営革新計画の実行に必要な資金への融資

・小規模事業資金(経営革新企業特例)
 設備や運転資金への融資

※詳細は県ホームページ等でご確認ください。

⇒ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

信用保証の特例

信用保証協会からの債務保証に際しての特例

(株)日本政策金融公庫による融資

通常よりも優遇された特別貸付

※ただし、経営革新計画の承認は貸付等の支援策の利用を保証するものではありません。

各種支援を利用するためには別途申請やそれぞれの機関における審査を通ることが必要です。

※上記の他、県や商工団体も計画の実行に向けたフォローアップ支援を行います。

令和5年度「彩の国経営革新モデル企業」

(優れた取組事例)

■株式会社ウルトラセキュリティ (熊谷市／警備業)

【承認テーマ】

信号機システムの導入により現場負担、人件費コスト減を目指す



■green optical (東松山市／眼鏡小売業)

【承認テーマ】

完全個別予約制の眼鏡検査・販売



■有限会社つけしん (鴻巣市／その他の飲食店)

【承認テーマ】

地元の生鮮食品や物産を紹介するアンテナショップのオープン



■「彩の国経営革新モデル企業」とは・・・

「経営革新計画」の実践によって着実な成果を上げた企業を他の中小企業の模範として県が指定するものです。彩の国経営革新モデル企業の取組は、県HPで紹介しています。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a05.html)

■あなたの街や同業者の承認企業を検索してみませんか？

計画実行中の企業を、県HPで紹介しています。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a04.html)

経営革新シンボルマーク

埼玉県では経営革新計画の承認を受けられた企業のPRを推進するため、埼玉県のマスコット「コバトン」を使用したシンボルマークを作成しています。

経営革新計画を実行中の企業であれば、このシンボルマークを会社案内や名刺等の無償配布物に活用いただくことができます。

ぜひとも経営革新計画にチャレンジし、承認を受けられた後はシンボルマークをご活用ください。



埼玉県経営革新計画承認企業

経営革新計画に関する令和6年度補助金の御案内

- ① デジタル技術を活用した新サービスや新製品の開発などの経営革新計画の実行に要する費用を補助します。
- ② 国のグリーン成長戦略の14の重点分野への進出に係る経営革新計画の実行に要する費用を補助します。詳しくは、お近くの商工会議所、商工会へお尋ねください。

申請の相談・申請書類の提出は下記商工団体等窓口へ

※経営革新計画の相談や申請書類の提出先は、原則、本社所在地の商工団体等になります。

●商工会議所(五十音順) / 商工会議所連合会

上尾商工会議所	048-773-3111	越谷商工会議所	048-966-6111	所沢商工会議所	04-2922-2196
川越商工会議所	049-229-1810	さいたま商工会議所	048-641-0084	飯能商工会議所	042-974-3111
川口商工会議所	048-228-2220	狭山商工会議所	04-2954-3333	深谷商工会議所	048-571-2145
春日部商工会議所	048-763-1122	草加商工会議所	048-928-8111	本庄商工会議所	0495-22-5241
行田商工会議所	048-556-4111	秩父商工会議所	0494-22-4411	蕨商工会議所	048-432-2655
熊谷商工会議所	048-521-4600	一般社団法人 埼玉県商工会議所連合会	048-647-4115		

●商工会(五十音順) / 商工会連合会

朝霞市商工会	048-470-5959	志木市商工会	048-471-0049	富士見市商工会	049-251-7801
荒川商工会	0494-54-1059	庄和商工会	048-746-0611	ふじみ野市商工会	049-261-3156
伊奈町商工会	048-722-3751	白岡市商工会	0480-92-9151	松伏町商工会	048-992-1771
入間市商工会	04-2964-1212	杉戸町商工会	0480-32-3719	三郷市商工会	048-952-1231
小川町商工会	0493-72-0280	鶴ヶ島市商工会	049-287-1255	美里町商工会	0495-76-0144
桶川市商工会	048-786-0903	ときがわ町商工会	0493-65-0170	皆野町商工会	0494-62-1311
越生町商工会	049-292-2021	戸田市商工会	048-441-2617	南河原商工会	048-557-0742
加須市商工会	0480-61-0842	長瀨町商工会	0494-66-0268	宮代町商工会	0480-35-1661
神川町商工会	0495-77-3181	滑川町商工会	0493-56-3110	三芳町商工会	049-274-1110
上里町商工会	0495-33-0520	新座市商工会	048-478-0055	毛呂山町商工会	049-294-1545
川島町商工会	049-297-6565	西秩父商工会	0494-75-1381	八潮市商工会	048-996-1926
北本市商工会	048-591-4461	蓮田市商工会	048-769-1661	吉川市商工会	048-981-1211
久喜市商工会	0480-21-1154	鳩山町商工会	049-296-0591	吉見町商工会	0493-54-0701
くまがや市商工会	048-588-0140	羽生市商工会	048-561-2134	寄居町商工会	048-581-2161
鴻巣市商工会	048-541-1008	東秩父村商工会	0493-82-1315	嵐山町商工会	0493-62-2895
児玉商工会	0495-72-1556	東松山市商工会	0493-22-0761	和光市商工会	048-464-3552
坂戸市商工会	049-282-1331	日高市商工会	042-985-2311	埼玉県商工会連合会	048-641-3617
幸手市商工会	0480-43-3830	ふかや市商工会	048-584-2325		

●組合及び組合事業者向け 埼玉県中小企業団体中央会 048-641-1315

申請先(埼玉県機関)

※埼玉県では、上記の商工団体等を通じて申請を受付けています

北部地域振興センター
〒360-0031
熊谷市末広3-9-1
熊谷地方庁舎内
電話048-524-1110

利根地域振興センター
〒361-0052
行田市本丸2-20
行田地方庁舎内
電話048-555-1110

県央地域振興センター
〒362-0002
上尾市南239-1
上尾地方庁舎内
電話048-777-1110

**北部地域振興センター
本庄事務所**
〒367-0026
本庄市朝日町1-4-6
本庄地方庁舎内
電話0495-24-1110

**川越比企地域振興センター
東松山事務所**
〒355-0024
東松山市六軒町5-1
東松山地方庁舎内
電話0493-24-1110

秩父地域振興センター
〒368-0042
秩父市東町29-20
秩父地方庁舎内
電話0494-24-1110

川越比企地域振興センター
〒350-1124
川越市新宿町1-17-17
ウェスタ川越公共施設棟内
電話049-244-1110

西部地域振興センター
〒359-0042
所沢市並木1-8-1
所沢地方庁舎内
電話04-2993-1110

県庁(産業支援課)
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁本庁舎
電話048-830-3910

東部地域振興センター
〒344-0038
春日部市大沼1-76
春日部地方庁舎内
電話048-737-1110